

防災管理者の資格と資格取得について

防災管理者の資格としては、防災管理業務を適切かつ迅速に遂行できる **管理的監督的地位**にあることが求められます。同時に防災管理上必要な**知識・技能**を有していることに加えて**甲種防火管理者**の資格を有している事が要件となります。

これは防災管理者の業務として防火管理業務も含んでいることを意味します。**知識・技能**については**防災管理講習**を受講して習得する事となります。

防災管理講習を受講し、資格を取得された方は5年ごとに再講習を受ける必要があります。

以下に該当される方は講習を受講されなくても防災管理者として必要な学識経験等を有すると認められています。

詳細は管轄の消防本部までお尋ね下さい。

- ① 市町村の消防職員で管理的または監督的な職に1年以上あった者
- ② 労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者として選任された者
- ③ 防災管理点検資格者講習の過程を終了し免状の交付を受けている者
- ④ 危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者
- ⑤ 鉱山保安法第22条第三項の規定により保安管理者または保安統括者として選任された者
- ⑥ 国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で1年以上管理的または監督的な職にあった者
- ⑦ 警察官またはこれに準ずる警察職員で、3年以上管理的または監督的な職にあった者
- ⑧ 建築主事または一級建築士の資格を有する者で1年以上の防火管理の実務経験、及び1年以上の防災管理の実務経験を有する者
- ⑨ 市町村の消防団員で3年以上管理的または監督的な職にあった者

防災管理講習は、都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長が行うこととされ、講習修了資格は、全国共通です。
修了証はそれぞれ異なる場合があります。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>